

瑞穂監第36号
令和6年2月6日

瑞穂市長
森 和之 様

瑞穂市議会議長
庄田昭人 様

瑞穂市教育長
服部 照 様

瑞穂市監査委員 浅村 孝司

瑞穂市監査委員 今木 啓一郎

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「学校教育課」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「学校教育課」における令和5年4月1日から同年8月末日までの財務に関する事務の執行と重点項目として「収入支出事務」について、瑞穂市監査基準（令和2年瑞穂市監査委員告示第4号）に基づき、監査を行った。

なお、監査の実施において必要と認められた場合は、令和3年度及び同4年度についても対象とした。

学校教育課は、課長以下職員9名と教育支援センターの会計年度任用職員7名で次の事務を行っている。

- (1) 教育支援センターに関すること。
- (2) 幼稚園児、学齢児童及び生徒の就学、入学、転学及び通学区域に関すること。
- (3) 学校及び幼稚園の学級編成、教育課程、学習指導及び生徒指導に関すること。
- (4) 教育機関職員、児童及び生徒の保健及び福利厚生に関すること。
- (5) 県費負担教職員の任免、分限の内申及び人事に関すること。
- (6) 教科書その他教材の取扱いに関すること。
- (7) 就学及び就園援助に関すること。
- (8) 瑞穂市教育支援委員会に関すること。
- (9) 児童及び生徒の事故及び災害に関すること。
- (10) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- (11) 校長、教頭及び教諭等の研修に関すること。
- (12) 教育相談に関すること。
- (13) 教育に係る調査及び統計に関すること。
- (14) 保育所、幼稚園及び小学校の相互連携に関すること。
- (15) 前各号に定めるもののほか、学校教育に関すること。

2 監査の実施場所及び日程

瑞穂市役所 巢南庁舎

令和5年10月16日（月）

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び「収入支出事務」等の状況について、提出された資料を基に、通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果と意見

1 財務について

学校教育課における財務の執行状況については、次のとおりで、おおむね適正に執行されているものと認められた。

令和5年8月末現在

	予算現額 (円)	収入・執行済額 (円)	比率 (%)
歳入	116,478,000	2,859,710	2.5
歳出	548,701,000	183,949,660	33.5

2 収入支出事務について

番号	内容	監査の結果	監査の意見
1	支出負担行為の起票遅れについて	<p>令和3年6月7日にバス借上に係る賃貸借契約が締結されたが、この契約に係る支出負担行為の起票が同年10月7日と遅延していた。</p> <p>遅れた理由について学校教育課に確認したところ、「失念していたため。」との回答であった。</p>	<p>瑞穂市会計規則（以下「会計規則」という。）別表には、支出負担行為として整理する時期が定められており、「使用料及び賃借料」にあつては「契約を締結するとき（請求のあつたとき）」とされている。</p> <p>この契約については、契約書が交わされており、契約後速やかに起票しなければならなかった。</p> <p>学校教育課は、「契約を締結したら起票する。」との回答であったことから、失念対策を徹底していただきたい。</p>
2	過年度未収入分繰越し（過年度外国語指導助手報酬返戻金未済分）に係る調定等について	<p>令和3年度及び同4年度の過年度未収入分繰越しに係る起票が、令和4年3月31日、同5年5月30日といずれも大幅に遅延していた。</p> <p>その理由について、学校教育課に確認したところ、「両年とも失念していたため。」との回答であった。</p> <p>また、「瑞穂市債権の管理に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）」第4条に規定されている債権台帳の提出を求め確認したところ、記載すべき事項の一部が記載されていなかった。</p>	<p>過年度未収入繰越しに係る調定は、令和5年度分についても、まだ起票されていないため、速やかに起票すべきである。</p> <p>また、3年連続で起票が遅延しているため、失念対策を徹底すべきである。</p> <p>債権台帳の記載事項については、債権管理を適正に行うために、施行規則に規定された事項を記載すべきである。</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
3	翌年度支払について	<p>令和 3 年度教職員検診手数料及び児童生徒採血検査手数料の一部の支払が翌年度の会計から行われていた。</p> <p>学校教育課からは、「令和 3 年度において、受診数の確認、請求書等について再三にわたり問合せを行っていたが、回答もないまま年度の閉鎖となった。同 4 年度となり、受診者の明細等の確認ができ支払を行った。」との回答であった。</p>	<p>再三にわたり請求をしたが、相手から請求がなかったから、出納閉鎖を迎えたというのは、地方自治法第 208 条の会計年度独立の原則に反しており、信じられない回答であった。</p> <p>支払先は、市内及び岐阜市の業者であったため、相手から請求がないのであれば、こちらから出向いて請求書を貰うべきである。</p> <p>担当者は勿論のこと、組織での対応にも問題があると言わざるを得ない。</p> <p>その後、監査から追加で確認した改善策に対する回答もポイントがズレており、本気で改善を行う意思があるのか疑問である。</p> <p>今後このようなことが起きないように、組織として適切かつ真摯に改善策を講ずべきである。</p>
4	幼稚園保育料等に係る債権台帳について	<p>幼稚園保育料（過年度分）及び幼稚園交通安全協力費（過年度分）の債権台帳の提出を求めたところ、施行規則第 4 条に規定されている事項の一部が記載されていなかった。</p>	<p>幼稚園保育料等の債権台帳の記載事項については、適正な債権管理を行うために、施行規則に規定された事項を記載すべきである。</p>

3 その他について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
5	旅行命令（依頼）簿の記載について	<p>学校教育課の旅行命令簿の作成について確認したところ、「旅行命令簿については、作成していません。出張は主に市内学校であり短時間であるため課長への報告にとどめています。」との回答であった。</p>	<p>瑞穂市職員等の旅費に関する条例第 4 条第 4 項ただし書きでは、「ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。」と規定され、また同条第 5 項では、「旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。」と規定されている。</p> <p>したがって、口頭によって旅行命令を発した場合でも、速やかに</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
			旅行命令簿に記載すべきである。
6	備品管理について	今回の定期監査で学校教育課の備品を確認したところ、廃棄漏れの備品が複数散見された。	廃棄漏れとなっている備品については、速やかに廃棄手続を行うとともに、その他廃棄漏れとなっていないか全体の備品を確認すべきである。
		今回の定期監査で学校教育課の備品を確認したところ、古くから所有している備品のみでなく、比較的近年購入された備品にも、備品シールが貼付されていなかった。	備品シールの貼付は、会計規則にも定めがあり、備品を特定するのに有効であるため、貼付が困難な場合を除き、貼付していただきたい。
		今回の定期監査で学校教育課の備品を確認したところ、所管替えが必要な備品が複数散見された。	所管が適切でないと、備品台帳との照合が困難になるおそれがあるので、速やかに所管替えを行っていただきたい。
		今回の定期監査で学校教育課の備品を確認したところ、備品名に特定困難なものがあつた。	備品名が不明瞭であると、備品台帳との照合が困難になるおそれがあるので、全体の備品を見直し、分かりやすい名称に変更していただきたい。

以上